

高森町多目的広場つくしまつもと設置条例

令和6年12月13日

条例第23号

(設置)

第1条 町民の大規模災害時の防災拠点とするとともに、町民の生涯学習、スポーツ、レクリエーション活動等の推進を図るため、高森町多目的広場つくしまつもと（以下「多目的広場」という。）を設置する。

(位置)

第2条 多目的広場は、高森町大字高森2214番地に置く。

(管理)

第3条 多目的広場の管理は、高森町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(使用期間及び時間)

第4条 多目的広場の使用期間は、1月4日から12月28日までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、使用期間を変更することができる。

2 時間は、午前8時30分から午後9時までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。

(使用の許可)

第5条 多目的広場を使用する者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用許可の基準)

第6条 教育委員会は、前条の規定による許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その許可をしないことができる。

- (1) 多目的広場における公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 多目的広場の施設又は設備（以下「施設等」という。）を損傷し、若しくは滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他使用させることが多目的広場の管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第7条 教育委員会は、第5条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理上支障があると認めるときは、使用の許可を取り消し、若しくは許可の内容を変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第5条第2項の規定による許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正な手段により許可を受けたとき。

(使用料)

第8条 多目的広場の使用者は、別表に定める額を、使用料として納めなければならない。

- 2 前項の使用料の納入については、規則で定める。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

(使用料の減免)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 町又は教育委員会が主催する行事に使用するとき。
- (2) 町長又は教育委員会が特に必要があると認めた場合。

(指定管理者による管理)

第10条 多目的広場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者に係る読替規定)

第11条 前条の規定により指定管理者に管理を行わせるときは、次のとおり読み替えるものとする。

- (1) 第5条から第9条までの規定中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(2) 指定管理者に利用料金を収受させる場合は、第5条から第9条まで及び別表の規定中「使用」とあるのは「利用」と、「使用許可」とあるのは「利用許可」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

2 当該指定管理者が、多目的広場の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 多目的広場の許可に関する業務。
- (2) 多目的広場の施設等の維持管理に関する業務。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が多目的広場の管理上必要と認める業務。

(原状回復義務)

第13条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 故意又は過失により多目的広場の施設等をき損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第8条関係）

施設名	用途区分		使用料（1時間）	
			町内者	町外者
高森町多目的広場 つくしまつもと	野球 ソフトボール	照明なし	1,000円	2,000円
		照明あり(半灯)	1,700円	3,400円
		照明あり(全灯)	2,000円	4,000円
	サッカー	照明なし	500円	1,000円
		照明あり(半灯)	900円	1,800円
		照明あり(全灯)	1,300円	2,600円
	多目的半面	照明なし	500円	1,000円
		照明あり(半灯)	900円	1,800円
		照明あり(全灯)	1,300円	2,600円
	多目的全面	照明なし	1,000円	2,000円
		照明あり(半灯)	1,800円	3,600円
		照明あり(全灯)	2,000円	4,000円

備考 使用時間は1時間単位とし、1時間に満たない場合は1時間とみなす。